

福山城清掃業務委託仕様書

この仕様書は、天守(福山城博物館)及び鏡櫓・月見櫓・湯殿・トイレを清掃するための仕様の概要を示すものであり、この仕様書に定めるもののほか、福山城の美観、衛生の保持、又は建物の管理上必要な作業については、福山城博物館職員の指示に従い、受託者の判断により契約金額の範囲内で適正に実施するものとする。

1 業務名称

福山城清掃業務委託

2 清掃委託場所

福山市丸之内一丁目8番

3 履行期間

2024年(令和6年)4月1日～2027年(令和9年)3月31日

4 清掃区分

基本的な清掃は、日常清掃及び定期清掃とし、具体的な清掃場所、清掃事項、回数等は別紙清掃作業表に定める。

5 作業人員、勤務時間等

業務執行に必要な清掃作業員数及び現場責任者を配置する。

現場責任者は、清掃時は作業場に出勤し、福山城博物館職員の指示を受け、作業の指導監督を行う。

6 作業要領

(1) 日常清掃

日常清掃は、福山城博物館の休館日を除き、福山城内共有部分及び専有部分、並びに敷地内周辺の美観を保つよう、美化に努める。

なお、1日2回実施指示の作業については、1回目を午前8時50分までに終了する。

(2) 定期清掃

定期清掃は、福山城博物館職員と協議のうえ、保守点検日(休館日、臨時休館日)に実施する。

7 清掃作業留意事項

受託者は、清掃作業員に対して次のことを遵守させること。

- (1) 常に専用の制服を着用し、言語並びに態度を良くし、他人に不快感を与えないようにする。また、業務にあたっては来館者の安全を確保するための措置を講じる。
- (2) 盗難並びに火災の予防に留意し、ガソリン等引火性危険物及び毒性のあるものは使用せず、作業終了の際は、窓、扉の施錠、火気取締り及び消灯をする。
- (3) 作業中に建物及び工作物等を破損したとき、又は破損を発見したときは速やかに届け出る。又作業中に建物及び工作物等に損害を及ぼした場合は、受託者において直ちに修復あるいは補償する。
- (4) 机、その他什器備品を移動するにあたっては、損傷のないように取り扱い、作業終了後現状に復し、掃除器具等は、所定の意に整理整頓する。
- (5) 作業中に不審物、落書き等を発見した場合は、動かしたり、手を触れたりせずに直ちに委託者に報告し、その指示を待つこと。
- (6) 温湿度調整などしてある場合、窓、扉等の開閉は特に注意する。
- (7) 廃棄物でない書類を発見したときは、委託者に報告する。
- (8) 清掃作業中に発生した事故は、受託者がその責を負うものとする。

8 各種書類の提出

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに所定の様式により清掃作業実施計画表を提出し、委託者の承認を受けなければならない。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに業務を総括する主任者、及び作業員名簿を提出しなければならない。
- (3) 受託者は作業終了後、作業実施報告書を作成し、係員の検査を受け確認後、作業実施報告書を受託者に提出する。
- (4) 契約締結後、月毎の経費内訳明細書を提出すること。
- (5) 業務委託量を変更する場合には、その変更すべき業務委託料は、福山城博物館の当初設計金額に対する当初業務委託料の割合を、福山城博物館の変更設計金額に乗じて得た金額とする。

9 使用材料

- (1) 作業に使用する機械器具、諸材料は適正良質なものを使用し、新製品については十分テストを行い使用する。
- (2) ハクリ作業に使用したハクリ廃液の処理処分は、業者の責任において適正に処理すること。

10 経費負担区分

(1) 業務実施にあたり、委託者が受託者へ支給する諸材料等は次のとおりで、諸材料の保管は受託者が責任をもって管理する。

ア 玄関マット類

イ トイレトペーパー

ウ 消毒用手洗い石鹼液

エ ポリ袋

(2) 清掃作業に必要な電気、水道の使用料については、委託者の負担とし、受託者は使用にあたって、事前の委託者の承認を得るものとする。

11 その他特記事項

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」による。

(2) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、施設管理担当者と協議する。